

# 山口市地域企業魅力体験支援モデル事業委託業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、山口市地域企業魅力体験支援モデル事業委託業務に係る受託候補者を選定するためのプロポーザルに必要な事項を定める。

## 2 業務の内容

- (1) プロポーザルの名称  
山口市地域企業魅力体験支援モデル事業委託業務
- (2) 契約期間  
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (3) 業務内容  
別紙「仕様書」のとおり
- (4) 委託料上限額  
8,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年6月1日時点で山口市の競争入札参加資格を有し、かつ令和6年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿に区分60「業務委託（企画・制作）」のコード06「イベント等の企画」、コード07「イベント等の運営」及びコード08「デザイン企画」の営業種目で登録していること。なお、参加意向申出時点で同資格を有していない場合は、令和6年5月15日までに競争入札参加資格の申請に必要な書類を山口市契約監理課へ提出し、同資格を得ること。
- (2) 過去2年以内に、他自治体において、インターンシップ及び就業体験等の市内企業と学生の接点づくりに係る支援業務の実績を有していること。
- (3) 事業内容として、企業の採用活動に関するコンサルティング業務を展開していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続きの申立てをした者でないこと。ただし、更生手続き開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。

#### 4 選定スケジュール（予定）

項 目	日 程
実施要領の公表	令和6年4月19日（金）
参加意向申出書受付	令和6年4月19日（金）～5月2日（木）
質問受付	令和6年4月19日（金）～4月25日（木）
応募書類受付	令和6年5月20日（月）～5月24日（金）
プレゼンテーション実施（評価委員会）	令和6年5月31日（金） ※変更の場合あり
結果通知及び公表	令和6年6月上旬予定
契約締結	令和6年6月上旬予定

#### 5 プロポーザル参加意向申出書の提出

(1) 提出書類及び部数

プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）1部

(2) 提出期限

令和6年5月2日（木） 17時（必着）

(3) 提出先

山口市商工振興部ふるさと産業振興課（furu@city.yamaguchi.lg.jp）

(4) 提出方法

電子メール（提出期限内必着）によりPDFデータで提出すること。

#### 6 質問の受付及び回答方法

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 質問の提出方法

ア 提出書類

質問書（様式第2号）

イ 提出期限

令和6年4月25日（木） 17時（必着）

ウ 提出先

山口市商工振興部ふるさと産業振興課（furu@city.yamaguchi.lg.jp）

エ 提出方法

電子メール（提出期限内必着）

(2) 質問に対する回答方法

回答は、質問者名をふせて本市公式ウェブサイトに掲載する。

ただし、簡易な質問や個別事案に係る質問については、公式ウェブサイトには回答を掲載せず、電話等により個別に回答する。

## 7 提案書等の提出

応募に当たっては、次の書類を作成し、提出すること。

### (1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第3号）

イ 企画提案書（任意様式） ※(2)の留意事項を参照のこと

ウ 業務実施体制（様式第4号）

エ 会社概要（任意様式）

※パンフレット等で可。

別表「評価基本方針」記載の「多様な人材活躍に関する国や県の認定・登録」がある場合は、それが分かるものを添付すること。

オ 他自治体での同種・類似業務実績一覧（様式第5号）

カ 見積書（任意様式） ※(3)の留意事項を参照のこと

### (2) 企画提案書の留意事項

応募者は、本実施要領及び別紙「仕様書」に基づき、下記のとおり企画提案書を提出すること。なお、仕様書4（3）の業務内容について、特集記事テーマの提案を含めること。

ア A4版縦、両面印刷、左綴じを原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

イ 提案書類一式を上記（1）ア～カの順番に並べてフラットファイルに綴じ、インデックスを貼ること。

### (3) 見積書の留意事項

応募者は、本実施要領及び別紙「仕様書」に基づき、下記のとおり見積書を提出すること。

ア 宛名は山口市長とすること。

イ 業務内容及び人件費等の積算内訳を記載していること。

### (4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）

※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明できるものに限る。

### (5) 提出期限

令和6年5月24日（金） 17時（必着）

### (6) 提出先

山口市商工振興部ふるさと産業振興課

### (7) 提出部数

正本1部、副本7部

### (8) その他

プロポーザル参加意向申出書を提出しても、提出期限までに提案書等の提出がない場合は、提案を辞退したものとみなす。

## 8 審議及び受託候補者の選定

### (1) 評価委員会の設置

企画提案書の審査、評価及び受託候補者の選定等は、「山口市物品調達及び業務委託に関するプロポーザル実施取扱要領」に基づき設置する評価委員会（以下「評価委員会」という。）により審議を行う。

### (2) 審議

評価委員会は、プレゼンテーション及びヒアリングにより（3）の評価基準に基づき審査を行い、委託料の総額の範囲内で、審査において平均60点以上を得たもののうち得点の高い順に受託候補者を決定する。ただし、応募者が5者を超える場合、評価委員会は応募書類による書面審査を行い、プレゼンテーションの対象とする応募者をあらかじめ選定することができるものとする。

ア 開催日時・場所 令和6年5月31日（木）（予定）

※日時及び会場については、別途応募者に通知する。

イ 発表時間 35分以内（提案説明20分以内、質疑応答15分以内）

ウ 出席者 3名以内

エ その他 プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は非公開とする。  
プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。

### (3) 評価基準

応募書類を審査するための評価基準は、別表に掲げる評価基本方針により採点した結果を合計する。

### (4) 選定方法

評価委員会は、評価結果を速やかに集計し、各評価委員の採点の合計点により提案者に優先順位を付与し、受託候補者の選定を行う。最も高い評価点を獲得した提案者が複数となった場合は、各評価委員の最高得点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となったときには同数の提案者の中から、多数決により選定する。

### (5) 選定結果の通知及び講評

選定結果については、プレゼンテーション及びヒアリングを行った全提案者に結果を通知するほか、本市公式ウェブサイトで公表する。なお、結果通知の内容に対する異議申立てには一切応じない。

## 9 プロポーザルの無効

次のいずれかに該当した場合は、無効とする。

(1) 企画提案書等の必要書類を提出期限内に提出しない場合

(2) 企画提案書の提出時から受託事業者の決定までの期間に、提案者が3で定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為があった場合

- (5) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合

## 1 0 契約の方法

- (1) 本プロポーザルで選定した受託候補者と協議し、見積りを徴収の上、随意契約により契約を締結するものとする。
- (2) 提案内容については、契約後の業務においてそのまま実施されるものではなく、契約交渉時に改めて協議し決定するものとする。
- (3) 受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果次点者と順次交渉するものとする。

## 1 1 その他留意事項

- (1) 企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求める場合がある。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (6) 受託事業者決定後、契約候補者が「業務実施体制(様式第4号)」に記載する「再委託」の事業者と再委託契約を締結する場合は、あらかじめ市の承認を得ること。なお、受託事業者は再委託先の行為について全責任を負うこと。
- (7) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

## 1 2 問い合わせ先

山口市商工振興部ふるさと産業振興課（人材確保支援担当）

住 所：〒753-8650 山口市亀山町2番1号

電話番号：083-934-2645

FAX 番号：083-934-2650

E-mail：furu@city.yamaguchi.lg.jp

別表 評価基本方針

評価項目	配点	審査事項
基本コンセプト	5	【業務の理解度】 市の施策や業務の目的を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。
提案内容	20	【業務の実施手順】 本業務を実施する上での課題や、それを踏まえた実施方針が明確に示された提案内容となっているか。
	20	【検討項目の内容・手法】 ・仕様書の業務内容を満たした上で、業務目的を達成するために効果的な内容や方法などが具体的に提案されているか。 ・中小企業・小規模事業者の採用力と認知度の向上が図られるか。
	20	【独創性・実現性】 提案者独自の提案及び強みは本業務の推進に寄与するものであり、実現性の高い提案内容となっているか。
実施体制	10	・業務を正確に実施できる体制、人員数は確保されているか。 ・企業の採用活動支援に必要な知識を有する人材が配置されているか。
	10	工程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了に至るまでの過程が明確に説明されているか。
事業実績	5	過去の同種の実績等からみて、確実に委託事業を遂行できる能力を有しているか。
社会貢献	5	・地域経済の振興に配慮されているか。 ・もにす認定(障がい者雇用)、くるみん認定(子育てサポート)、えるぼし認定(女性活躍)、やまぐち男女共同参画推進事業者、やまぐち障害者雇用推進企業等、多様な人材活躍に関する国や県の認定・登録があるか。
見積価格	5	満点(5点)×(提案価格のうち最低価格/自社の提案価格)
合計	100	